

# 日本郵便株式会社の事業計画の概要

日本郵便株式会社  
令和5年4月24日

# 事業計画の法的位置付け

- 日本郵便株式会社の事業計画は、日本郵便株式会社法第10条の規定に基づき、毎事業年度開始までに策定し、総務大臣に認可申請  
(令和5事業年度事業計画は、令和5年3月31日 認可・公表)
- 事業計画の認可申請の際には、資金計画書及び収支予算書を添付  
(日本郵便株式会社法施行規則第10条)

## 【参考：関係法令】

- 日本郵便株式会社法（抄）（平成十七年十月二十一日法律第百号）  
(事業計画)

**第十条** 会社は、毎事業年度の開始前に、総務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 日本郵便株式会社法施行規則（抄）（平成十九年三月二十六日総務省令第三十七号）  
(事業計画の認可の申請)

**第十条** 会社は、法第十条前段の規定により毎事業年度の事業計画の認可を受けようとするときは、当該事業計画に資金計画書及び収支予算書を添えて、毎事業年度開始の日の一月前までに総務大臣に提出して申請しなければならない。

- 2 前項の事業計画は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。
  - 一 業務運営の基本方針（法第五条に規定する責務の履行に係るものを含む。）
  - 二 法第四条第一項から第三項までに規定する業務に関する計画
  - 三 法第六条第二項の規定による届出の対象となる郵便局及び会社の営業所の設置及び廃止に関する基本的な計画
  - 四 その他事業の運営に関する事項
- 3 会社は、法第十条後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第一項の規定により当該事業計画の認可を申請するときに添付した資金計画書又は収支予算書の変更を伴うときは、当該変更後の当該書類を添えなければならない。

# 事業計画の構成

## はじめに

…事業計画の前提を記載

## 第1 業務運営の基本方針

…令和5事業年度の業務運営の方針や具体的取組を記載

## 第2 日本郵便株式会社法第4条第1項から第3項までに規定する業務に関する計画

…郵便、国内物流、銀行窓口、保険窓口、地方公共団体からの委託事務等の法の定める業務ごとに概要を記載

## 第3 日本郵便株式会社法第6条第2項の規定による届出の対象となる郵便局及び会社の営業所の設置及び廃止に関する基本的な計画

…郵便局等の設置等に関する方針を記載

## 第4 その他事業の運営に関する事項

…上記以外の事業運営に関する事項（東日本大震災等復興支援、災害等の緊急事態への対応（新型コロナウイルス感染症拡大への対応を含む）等）を記載

# 主な記載事項

## はじめに

- お客様と地域を支える「共創プラットフォーム」を目指し、グループの最大の強みである郵便局ネットワークにより、グループ内で一体的なサービスを提供するとともに、グループ外の多様な企業等と連携を行う。

## 第1 業務運営の基本方針

### 1 お客様の信頼確保に向けた取組

- 経営理念や行動憲章、日本郵政グループ統一の企業行動基準である「JP行動宣言」や、お客様本位の業務運営に関する基本方針の実践等により、真にお客さま本位の業務運営を徹底し、お客様との信頼構築に取り組む。
- 不適正募集を根絶すべく、募集品質データを活用した募集人指導やリスクモニタリングの確実な実施等、募集品質の向上やガバナンスの強化に向け、継続的に取り組む。
- コンプライアンス違反事案の再発防止策を徹底するとともに、部内犯罪や社員の不正防止等の取組を継続するほか、コンプライアンスの目的・意義を再認識させる指導等により、社員へのコンプライアンスの更なる浸透に取り組む。また、個人情報保護に対する意識の醸成及び個人情報の不適正な取扱いを防止するための環境整備を進める。

# 主な記載事項

## 2 新たな成長に向けた取組

1. テレマティクス等の先端技術の活用や、集配社員が携帯している端末機のスマートフォン化等、郵便・物流事業のローコストオペレーション実現に向けた取組を強化する。また、郵便・物流事業改革（P-DX）に向けた取組を進め、差出利便性の向上に繋がるサービスや受取利便性の向上策などを検討する。
2. 郵便局窓口においても、窓口業務運営のデジタル化を徹底し、効果的・効率的な営業活動を可能とするための環境整備を進めるとともに、それによって創出した資源を活かしながら、地域やお客さまニーズに応じた多種多様なサービス等の展開に取り組む。
3. マイナンバーカードの電子証明書関連事務や申請支援事務等、様々な地方公共団体事務の受託に取り組むほか、地域金融機関等、他企業と連携しながら、地域やお客さまニーズに応じた多種多様な商品・サービスを展開し、郵便局ネットワークの価値を向上させる。
4. 企業活動全般を通じてサステナビリティを巡る社会課題の解決に貢献するため、EV車両の拡大等、環境負荷軽減の取組を進める。  
また、人材を「資本」として捉え、その価値を最大限引き出すことで中長期的な企業価値向上につなげるため、働きやすい職場づくりやダイバーシティの推進等に取り組む。

# 主な記載事項

## 第2 日本郵便株式会社法第4条第1項から第3項までに規定する業務に関する計画

[郵便の業務、国内物流業務、銀行窓口業務、保険窓口業務等、各業務の取組方針を記載。]

各業務の取組方針に加え、燃料価格を始めとする物価等のコスト上昇が当社の経営に与える影響を踏まえ、以下について記載。

1. 郵便物数が減少する中、生産性の向上に取り組みつつ、郵便サービスの安定的な提供及びお客さまへのサービス向上のため、将来的な郵便料金の見直しに向けた検討を進める。
2. 将来にわたって安定的かつ高品質なサービスを開拓するため、ゆうパックの運賃改定を実施する。また、設備投資や人的資本投資を進め、お客さまサービス向上に取り組む。
3. 郵便物や荷物の配達等の業務において、協力会社とパートナーシップ構築に向けて取り組む。

## 第3 日本郵便株式会社法第6条第2項の規定による届出の対象となる郵便局及び会社の営業所の設置及び廃止に関する基本的な計画

- ・郵便局の設置、新設、廃止等に関する方針を記載。

## 第4 その他事業の運営に関する事項

1. 東日本大震災等からの復興支援、災害等の緊急事態への対応、国際的な協調・連携に関する方針を記載。
2. 新型コロナウイルス感染症の拡大に対しては、令和2事業年度に策定した「郵便・物流事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に基づき、お客さまおよび社員等の感染予防と同時に、事業を通じた国民生活への貢献という役割を果たす。

# 令和5事業年度 事業計画 収支予算書

(単位:億円)

科 目	令和5事業年度事業計画	(参考)令和4事業年度事業計画	(参考)増減
営業収益	28,112	28,303	▲191
郵便業務収益	12,080	12,391	▲311
印紙受託業務収益	290	328	▲38
銀行及び保険受託手数料	4,428	4,812	▲384
交付金	3,001	2,808	+192
その他営業収益	8,313	7,963	+350
営業費用	28,038	27,367	+671
人件費	19,263	19,231	+32
経費	8,775	8,136	+638
物件費	7,236	6,702	+534
その他経費	1,538	1,434	+104
営業利益	75	936	▲862
経常利益	117	967	▲850
特別利益	68	116	▲49
特別損失	61	102	△41
税引前当期純利益	123	982	▲858
法人税、住民税及び事業税	40	353	△314
当期純利益	84	629	▲545

(注)計数は四捨五入しているため合計は一致しない。

# 【参考】認可要請事項

- 1 ユニバーサルサービスをあまねく全国で確実に提供し、郵便・物流サービスのスピードと質の向上並びにかんぽ生命商品の営業の推進、地域住民のニーズに応えた商品の提供及び地域拠点の活用に努めること。
- 2 感染症流行時や災害時の対応、サイバーセキュリティ対策等を適切に行いつつ、グループ全体の業務継続の確保に努めること。
- 3 委託先企業との価格交渉や価格転嫁について、積極的に協議・相談に応じ、適正な条件での契約により業務を実施するとともに、社員の勤務環境の改善に努めること。  
これら及びサービスの安定提供と品質向上の実現に向け、デジタル化等の重点分野への投資や経営の効率化、サービス提供条件の見直しを行い、収益力を強化すること。  
サービス提供条件の見直しに際しては利用者に十分周知し混乱が生じないようにすること。
- 4 郵便局ネットワークを活用し、マイナンバーカードの普及・活用の促進や行政サービス窓口としての役割等、郵便局を軸とした公共性の高い取組や郵便局を活用した地方活性化に積極的に取り組むこと。
- 5 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）の改正により郵便局で取扱可能な事務にマイナンバーカードの交付等に係る事務が追加された場合に向けた準備を確実に実施すること。
- 6 日本郵便が取得・保有するデータについて、個人情報の適切な取扱やセキュリティの確保を前提としつつ、公的分野などでの新たな活用に向けた検討を行うこと。

# 【参考】認可要請事項

- 7 DXの推進及びデジタル田園都市国家構想の実現に資する取組等のデジタル社会の進展に向けた取組を推進し、新たな成長分野の構築を進めること。
- 8 障害者雇用、女性の活躍推進及び男性育休取得の更なる推進等のワークライフバランスの確保等のダイバーシティの推進への取組を更に進めること。
- 9 「2050年カーボンニュートラルの実現」に向けた環境問題への取組等を積極的に実施すること。
- 10 グループ各社と連携し、かんぽ生命保険の不適正募集問題をはじめとする近年の不祥事案を踏まえ、業務改善計画の着実な実施及び再発防止策の徹底等により、国民・利用者の信頼の着実な回復及びコンプライアンスの徹底に努めること。
- 11 感染症の流行の状況や国際情勢の変化を踏まえつつ、国際郵便の輸送力の安定的な確保や税関当局との連携の維持・強化を通じて、引き続き国際郵便サービスの安定的かつ円滑な提供を図ること。